

茶壺道中誌

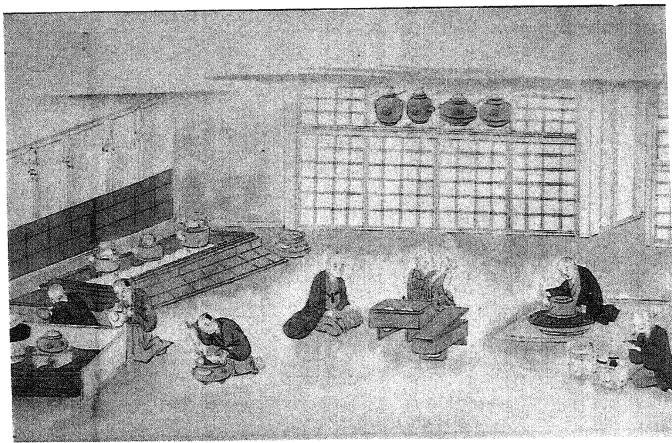
(二)

☒ 谷村茶壺道中開始寛永年間説論考

谷村への茶壺道中開始を承応元年（一六五二）とすることは根拠がなく、推論によるものであると判断されるので、寛永年間（一六二四～四四）の立場をとる文献について検討し論考を試みる。

寛永年間であるとする文献は『甲斐国志・谷村史話・谷村町略史・都留市勢要覧（昭四〇）・同（昭四一）』がある。『甲斐国志』は、文化十一年（一八一四）松平定能が編輯したものとされるが、その実、都留郡の部は下谷村の森島弥十郎其進が編輯したものであるから、寛永年間説をとるのは『甲斐国志』も含めて、全て地元の郷土誌である。

まず『甲斐国志』は、慶長の頃は岩殿城に置いたが秋元氏の時から勝山城に置くようになったと記しているが、何年であるかは記していない。しかし、泰朝が郡内に入部となった寛永十年（一六三三）は茶壺道中が制度化されたという年であり、郡内移封と同時に谷村保存が始まった可能性をも示唆するものである。『甲斐国志』は何を根拠に秋元氏の時としたのであろうか。『甲斐国志』は記述の方法として、根拠となるものがあるときは必ずその根拠を示すが、伝聞によるものは「トゾ」とか「云フ」等の表現を用いて、伝聞によることを明らかにしている。したがって記述の方法から判断すると、



『宇治御茶壺之巻』のうち「御上御茶御茶碗等
数寄屋組頭等吟味之図」（国会図書館蔵 59頁参照）

「秋元氏ノ在城ノ時ヨリ此山ニ移シ置ルト云」とあるので、伝承を記したことが明らかである。

『谷村史話』『谷村町略史』も年を明確にしないが、共に秋元氏の時代の寛永年間をうたっているので、寛永十〜二十一年（一六三三〜四四）の十一年間のうちを意味している。『市勢要覽都留（昭四〇）』は寛永十年（一六三三）と明確に始年を記しているが秋元氏の入部と同時と判断したものであろう。『市勢要覽（昭四一）』は十三年（一六三六）頃としている。一年の間に大きな変更があったのは研究の成果によるとみられるので、その根拠いささつを尋ねたが年表担当者は既に他界され知ることを得なかった。

以上寛永年間開始とする文献類は出典を明らかにしないが、山梨県における郷土研究は『甲斐国志』の記録を金科玉条とする傾向が強く、就中都留郡については他郡に比して詳細に記されているので郡内における郷土研究は『甲斐国志』に依存する傾向が特に強い。寛永年間をとる文献は全て地元文献であることを考えると『甲斐国志』の伝承記録をそのまま拠りどころとした可能性が非常に強いといえようか。

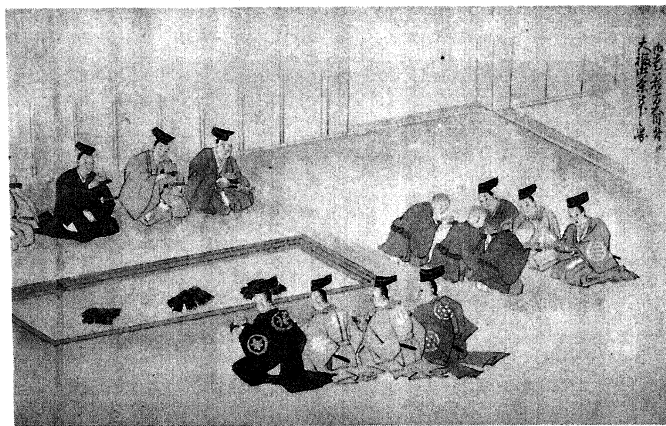
☒ 寛永年間開始と判断される

谷村への茶壺道中

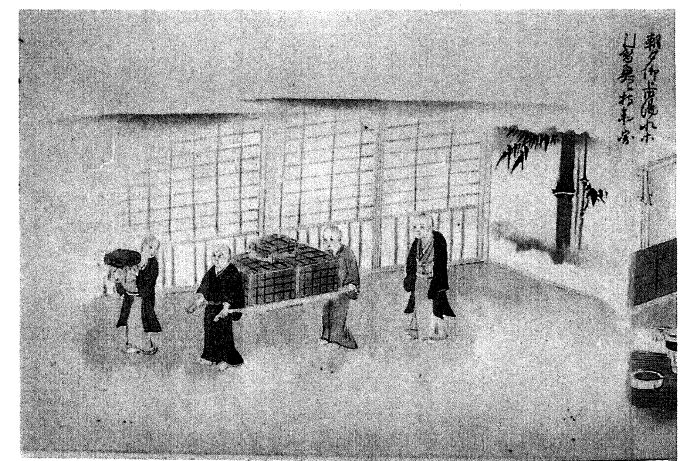
承応元年（一六五二）説を論考したが、結果としてこの説は推論によるものであろうと判断した。また、寛永年間説では『甲斐国志』は伝聞を記したものと判断し、他の文献について出典を明らかにしていないので根拠は薄弱であるとした。しかし、これら文献類が寛永年間とするにはやはり根拠があったはずである。寛永年間説が成立するか否かも少し手がかりを求めて調査してみた。

茶壺道中を扱った文献の中で『宇治市史』だけは「茶壺を愛宕山へ保存することは当初よりなかったのではないか」と『巖有院殿御実紀』の国初は愛宕山に壺を収めておいたという説を否定しており、甲州へ茶壺を預けたのがかなり早いことを示唆している。また、『巖有院殿御実紀』の記録は承応三年（一六五四）にあり「中頃より谷村へ納めることとなった」としているが、巖有院殿の時代になっただばかりのわずかに四年めで中頃というのは変である、かなり廻れるのではないかという見通しの中で『徳川実紀』にその可能性を求めて詳細に追ってみた。

まず、『大猷院殿御実紀』巻六十九、慶安二年（一六四九）七月廿九日の項は「御茶壺を甲州より持参するとして歩行頭岡部小次郎吉



『宇治御茶壺之巻』のうち「正月元旦御老若方大目付江大福御茶被下之図」（国会図書館蔵 59頁参照）



『宇治御茶壺之巻』のうち「朝夕御上御湯水等引替奥江御持参図」（国会図書館蔵 59頁参照）

次この事うけたまはる」とあり、さらに八月朔日の記録では「歩行頭岡部小次郎吉次甲州郡内より帰り参る」と記してあって、「有徳院殿御実紀」にある谷村へ茶壺を収めるようになったのは厳有院殿（家綱）の時からであるという記録は誤りであることが明らかにな

った。
さらに遡ると寛永十八年（一六四一）七月七日に「歩行頭石野八兵衛氏照宇治より帰謁す」とあって、その年の十月五日の項には、「歩行頭石野八兵衛氏照甲州へ茶壺とりに参るとて暇給ふ」と記し、つづいて十月十八日には「歩行頭石野八兵衛氏照甲府より帰り参る」と記している。

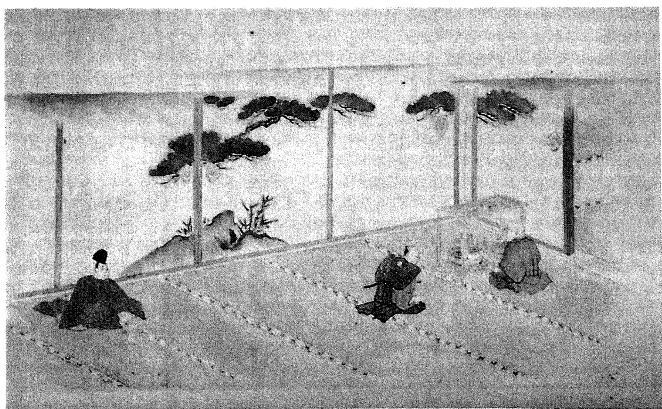
この記録では甲州とはあっても郡内谷村とは記されていないものの谷村と推定される。また、帰任については甲府と記してあって誠に具合が悪いのであるが甲府ではなく、甲州の誤記であると考えられる。理由は、既に秋元の時代に入って八年目のことであり、保管場所が谷村に移されていても不思議ではなく、往復の日数からも国中まで行ける日数には不足で谷村であろうと推定できる。

慶安二年（一六四九）の記録と寛永十八年の両記録によって、家綱の時代から谷村へ保管したと記している厳有、有徳の両「徳川実紀」は、自らの記録によってそれが間違いであることを証明したことになる。この結果、谷村への茶壺搬送は大猷院殿即ち將軍家光の

ときの寛永十八年にははじまっていたといえよう。

地元の文献の多くが寛永年間としているが、寛永十八年はまさに年号が示す通り寛永年間であり、谷村秋元藩初代の泰朝の時代であるので、茶壺道中は秋元氏の時代よりはじまったと把握する地元の記録は正しかったという傍証を得たのである。

秋元氏の郡内入部は寛永十年（一六三三）である。秋元氏入部と同時に茶壺を勝山城に保管されるようになったかどうかを証明できるものは現在のところ何もない。『徳川実紀』中には、採茶使が宇治へ出立した日や帰任した日を所々に記録しているが、郡内谷村に格納あるいは受けとりのことを記したのは寛永十八年（一六四一）、慶安二年（一六四九）、承応三年（一六五四）の都合三回しかない（寛永十八年の場合は甲州へとりに行ったとして、谷村とはないが日数等で谷村と判断）。寛永十八年以前の記録としては ①寛永十五年（一六三八）二月廿九日に宇治採茶使派遣同年四月三日に帰着した記録、②元和四年（一六一八）三月廿三日、宇治へ採茶使派遣 ③元和三年（一六一七）三月十六日、同、④慶長十八年（一六一三）三月三十日同の四記録があるだけで、帰着後夏を越してから再び、谷村あるいは甲州へ再度茶壺搬送のために出立した記録はない。②③④の場合には宇治から帰任した記録も欠くので、採茶使派遣のこと自体を全て記入しているわけではなく、記録したときもあればしな



『宇治御茶壺之巻』のうす「参向之公家衆江大広間ニ而御能之席御茶被下組頭任役」（国会図書館蔵 59頁参照）

『徳川実紀』にみる採茶使関係の記録

台徳院殿御実紀卷廿二

慶長十八年三月三十日、日下部五郎八宗好採茶の事奉り宇治に赴く

台徳院殿御実紀卷四十五

元和三年三月十六日、使番川口長三郎近次宇治採茶使にさゝれ暇給ふ。

台徳院殿御実紀四十八

元和四年三月廿三日、内藤外記正重宇治採茶使にさゝれいとま給ふ。

大猷院殿御実紀卷廿二

寛永十年二月十九日、歩行頭朽木與五郎友綱 神尾宮内少輔守勝 近藤五左衛門用行 安藤次右衛門正珍巡年に宇治茶詰の事奉はる。

大猷院殿御実紀卷卅七

寛永十五年二月廿九日、歩行頭彦坂平六郎重定并数寄屋頭は宇治採茶の暇

下さる。

大猷院殿御実紀卷卅八

寛永十五年四月三日、宇治茶の到着により数寄屋へならせられ御膳を奉り

夕かけて二丸にて朽木民部少輔植綱御茶を奉る。

大猷院殿御実紀卷四十三

寛永十七年二月十八日、歩行頭能勢市十郎頼水宇治採茶の御使命せられ暇

給ふ。

大猷院殿御実紀卷四十六

寛永十八年三月朔日、歩行頭石野八兵衛氏照宇治採茶奉りて暇賜ふ。数寄

屋のともがらも同じ。

寛永十八年七月七日、歩行頭石野八兵衛氏照宇治より帰謁す。

寛永十八年十月五日、歩行頭石野八兵衛氏照甲州へ茶壺とりに参るとて暇

給ふ。

寛永十八年十月八日、歩行頭石野八兵衛氏照甲府よりかへり参る。

ったときもあることを知る。これによって、寛永十八年以前にも甲州郡内へ採茶使派遣のことがあったとしても『大猷院御実紀』はこれを記録しなかった疑いが濃厚となる。しかし、茶壺谷村格納開始が寛永十八年以前に遡ることを証するためには、他の文献史料に頼るしかない。

ここで浮んでくるのが『甲斐国志』の慶長の頃は岩殿山においたが、秋元氏の時代になって勝山城におくようになったとする記述である。

『甲斐国志』がいう岩殿山に保管したということも、秋元氏の入部と同時に勝山城に格納することになったということも証明できる史料は何もない。ただ、寛永十年（一六三三）という年は秋元泰朝が郡内谷村藩へ入部してきた年であるばかりでなく、歩行頭が巡年で宇治採茶使をつとめるように制度化された年である。新制度のもとで、宇治採茶使が派遣されたのは二月十九日であり、秋元泰朝が郡内谷村入りしたのがこれより半月程早い二月三日である。茶壺が戻ってくるのは早くても四月の終り、遅ければ六月早々で、土用前とされているから、谷村格納が秋元移封と同年であったとしても十分に間に合うわけで、地元諸文献が何を根拠に茶壺保存開始を寛永十年としているかはさておいて、その可能性は非常に強いのである。茶壺格納が寛永年間から行なわれた可能性を示す論拠としてもう

一つあげよう。

夏の間は愛宕山に置いたというのが定説となっているが、今回『徳川実紀』を詳細に調査して感じたことは、谷村に保存された茶壺を再び受けとりに行ったことは、寛永十八年（一六四一）と慶安二年（一六五四）の二回にわたって見ることができているが、宇治採茶使が愛宕山へ寄った記述や、夏を越した後再び愛宕山まで受けとりに行った記録は全くないのである。『数寄屋方伝』や『享保盛典』の記するところが正しいとすれば、敵有院殿即ち將軍家綱の記録以前に甲州郡内に行った記録がなくてはならず、家康、秀忠、家光の時代の記録には愛宕山に再び受けとりに行った記録があってもよさそうであるが、あってもよさそうない記録が二度までもあり、あってもよさそうない記録は皆無である。

諸文献は愛宕山へ保管したことを素直に記しているが『宇治市史』だけは『徳川実紀』の愛宕山保管説について論及し、当初から愛宕山に格納されることはなかったようであると否定の立場をとり、愛宕山の諸坊の記録やその他の史料に禁裏用や諸候の茶壺を預った記録はあっても將軍用の茶壺を預かった記録は全くないと断定している。

こうなると、茶壺谷村保管説は秋元泰朝入部即実施の可能性がさらに強まり『甲斐国志』の記す岩殿山保管の伝承も可能性を示

大猷院殿御実紀巻五十六

正保元年三月九日、歩行頭宮城三左衛門和治宇治採茶使にさゝれ暇給ふ。

大猷院殿御実紀巻六十四

正保三年六月十六日、歩行頭猪子左大夫一吉宇治より帰り謁す。新茶十二壺御覽に備ふ。

大猷院殿御実紀巻六十九

慶安元年二月廿一日、歩行頭曾我太郎右衛門包助数寄屋の徒に監し。宇治の採茶役にさゝれ暇給ふ。

大猷院殿御実紀巻七十五

慶安二年七月二十九日、御茶壺を甲州郡内より持参するとして。歩行頭岡部小次郎吉次この事うけたまはる。

慶安二年八朔、歩行頭岡部小次郎吉次甲州郡内より帰参る。

大猷院殿御実紀巻七十七

慶安三年三月廿六日、歩行頭大久保荒之助忠辰宇治江採茶の暇給ふ。茶遣等もおなじ。

大猷院殿御実紀巻八十

慶安四年三月四日、歩行頭初鹿野傳右衛門昌次宇治茶のいとま給ふ。数寄屋の徒も同じ。

大猷院殿御実紀附録巻三

歩行頭して宇治茶の事にあづからしむるは。寛永十年二月杢木與五郎友綱神尾宮内少輔守勝。近藤五左衛門用行。安藤次右衛門正珍巡年に宇治にまかり。茶詰の事とり行ふべしと命ぜられしより起りしなり。（日記）

敵有院殿御実紀巻三

承應元年六月十八日、歩行頭多門傳八郎信利宇治よりかへり。使番津田平左衛門正重。小姓組柘植右衛門作正直肥後国目付はてゝかへりまいる。

敵有院殿御実紀巻八

承應三年十月十四日、歩行頭小出越中守尹貞に茶壺のこと命ぜられ。甲州谷村につかはさる。（尾張記、紀伊記）（国初には宇治の茶をとる事。歩行頭京にまかり。その茶を壺に収め。愛宕の山頂に納め。一夏をすこして冬にいたり。江戸に持かへりしが。中頃より愛宕をとどめられ。京より直に甲州谷村へつかはし。夏中をかれたりしとぞ。それも今はまた變じて。府城富士見櫓に置くこととなりしといへり）（数寄屋方傳）

敵有院殿御実紀巻二十三

寛文二年四月八日、この日歩行頭都筑彌左衛門某。松平相模守光仲に預けらる。こは宇治採茶の事奉り。けふ暇給ふとて召れしに。云々。

常憲院殿御実紀巻四

天和元年七月朔日、徒頭稻生七郎右衛門正盛并に数寄屋頭は宇治より帰り共に謁す。

天和二年三月廿六日、徒頭根来半左衛門正繩宇治採茶の暇たまひ。半左衛門正繩が子新十郎正国初見し奉る。

常憲院殿御実紀巻八

天和三年八月廿六日、徒頭小出下野守守里。甲州谷村へ茶壺とりにつかはさる。（日記）

文昭院殿御実紀巻七

寛永七年七月朔日、徒頭柴田三左衛門勝富宇治よりかへり。ともに拝謁す。有徳院殿御実紀附録巻三

山城国宇治の里の茶をめさるゝ事は。寛永九年よりはじまりて。そのかみは茶道頭一人。坊主二人その事を奉はり。徒頭一人。組の走衆を引具して。道路の警衛す。されば名ある茶壺どもまた携へて。宇治にて茶をもとめ。それを京の愛宕山に百日餘り収め置。ふたゝび山よりとりいで。府にもちかへることなり。其往來のむやま。御料の地の代官所よりこれを提供し。私領は領主々々よりあつくもてなし。其をこそかなるさまたとふ

すこととなる。岩殿山保管がかりに事実であったとすると、秋元氏の入部と同時に谷村勝山城に移したことは当然考えられ、寛永十年制度化実施と同時に谷村保管がはじまったと、あくまでも推定であるが可能性は強いといえる。

寛永十年（一六三三）より歩行頭が年番で採茶使の任に当ることになったと『徳川実紀』は制度化を記しているが、採茶使はそれ以前にも派遣されていたので、全く新しい制度としてはじめられたものでなく、不文律で行なっていたものを制度として実施することをきめたものと判断する。

制度化されたということは、現代でいうならば法令・条例がきまっていたことに相当する。茶壺道中制度化のときに、採茶使の任命のことだけがきめられて制度化されたとするのは極めて疑わしい。茶壺道中の位置づけが、^{※1}上使につき、^{※2}御三家、^{※3}御三卿、^{※4}公家、^{※5}門跡の上とする制度もこの時にはじめられたとすると、新しい制度として、茶壺の搬送数、歩行頭の任務、道中の規模や編成順序、構成員の役割、道中費用、道中コース、宿場での扱い、宇治での検分や受領方法、荷物の梱包方法等々様々なことが決められてはじめて制度化といえるのではなからうか。こうしたときめめの中に、谷村勝山城格納のこともあったのではないだろうか。

推論は危険である。しかし、寛永十八年（一六四一）には茶壺を

るにもなし。敵有院殿の御時より。茶壺を愛宕山に収むる事はとゞめられ。甲斐国谷村に収め置て。護送の人は皆府にかへり。秋にいたりまたかしこに赴きて。携へかへる事とせらしかど。猷驛路の費。役夫の労少からず。公かねて其よししめければ。道すがら護送の者ともを繋する事をやめられ。また徒頭の警備をもとゞめられて。二條城に在番する大番一人をそへらるゝ事となりしに。元文三年より。谷村に収置事もやみて。今は京よりたゞちに府に送り。富士見の櫓にいれ置るゝ事となれり。かゝりし後は。行役の労苦をばぶく事。少からざりしと。む（享保盛典）

※1 上使

江戸幕府から諸大名などに上意を伝えるために派遣した使者老中、奏者番高家、小姓、使番等が任せられた

※2 御三家

徳川將軍家の一族尾張紀伊、水戸の三家をいう、親藩の中でも別格

※3 御三卿

徳川將軍の一族のうち、田安、一橋、清水の三家をいう。中期ともなると

御三家と疎遠となり、新たに三家に準じる家柄を定めたもの

※4 公家

天皇に近侍する朝臣

※5 門跡

皇子貴族などの住する特定の寺院

甲州へ受けとりに来ている事実は承応元年（一六五二）説を完全に否定できるものであり、谷村への茶壺保管は寛永年間と断定するものもある。



寛永年間茶壺道中開始当時の領主
秋元但馬守泰朝

茶壺谷村格納時代の道中コース

採茶使に任せられた採茶役人は、初期のうちは二月に出立した例もあるが、通常、新茶の時期を見計って四月下旬から五月上旬に江戸を発ち、宇治へ向った。

最初の頃は歩行頭一人が幸領となり、茶壺役人一人、茶道衆二人と若干の徒士衆を伴うものであったが、次第に運搬する茶壺が増加し、警固する役人も増えて行った。

茶壺道中コースは往路は空の茶壺を運ぶだけであったので交通の便のよい東海道であったが、帰路は茶壺が極度に湿気を嫌う性質上桑名熱田間の海路や浜名湖のある東海道をさけ、中山道―甲州街道あるいは中山道のみを経ることが好条件とされた。

特に甲州勝山城が越夏のための保存地とされていた間は、中山道―甲州街道のコースであった。

「宇治市史」によると、道中好みもあって往復共に東海道を通るようなときも、元文三年迄は茶壺の一部は、身延みちあるいは鎌倉街道を経て富士道を通って谷村勝山城に納めたと記しているが、確証はないようである。

「甲州文庫」所蔵史料「元禄二年（一六八九）の「御茶壺諸事隋覚帳」によると

御壺泊りの覚			
廿一日	守山	廿二日	醒井
廿三日	加納	廿四日	御嶽
廿五日	中津川	廿六日	須原
廿七日	奈良井	廿八日	下諏訪
廿九日	台ヶ原	晦日	勝沼
六月朔日	猿橋	二日	八王子

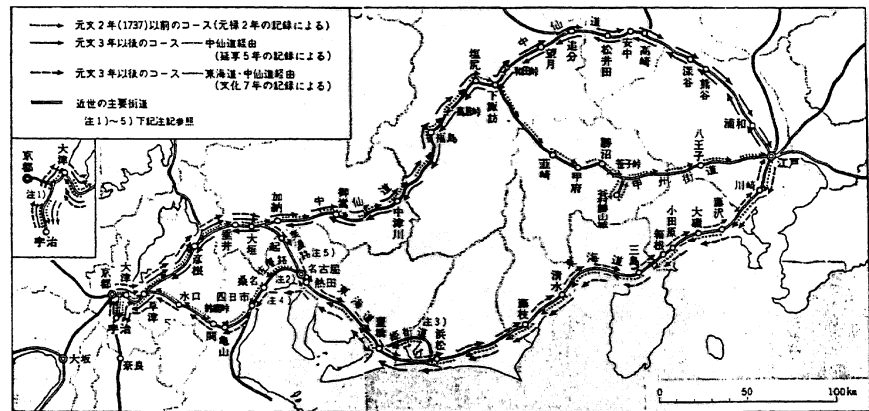
とあって十二泊し、十三日目には江戸に着いていることが知れる。この日程により道中コースがほぼ知れる。しかし、谷村を見出すことはできない。宿泊地だけを記しているのが、谷村へ立ち寄っているかを証することはできないが、幸にして「同覚」はこのあとに、人馬割当や通行心得を記した後、

右飛弾守分人足七拾六人の内、拾貳人ハ甲州従谷村御壺三ツ江戸為持下り候間可出之 残て六十四人ニテ谷村より江戸迄入不申候 休盛分人足八十六人の内 乗物昇八人は谷村より江戸迄可出之 残て七十八人従谷村江戸迄出申間敷候者也

と記している。このことよって、谷村に茶壺が確かに届けられたことを確かめ得るのである。初狩から谷村へ入ったか、大月から富士道を通って谷村へ入ったか、の細部については証明できない。村井康彦「御茶壺道中」は「一行は、笹子峠を通り郡内領に入り八王

右コース図

- 注1. 通常、大津・宇治間の往復は奈良街道を経由したが、宇治橋が通行不能の際に限り、六地藏―豊後橋―横島堤を経由した。
- 注2. 熱田(宮)・四日市間は、佐屋路を迂回することが多かったが、七里渡しを舟で渡った例もある。
- 注3. 甲州谷村勝山城に茶壺を格納することが廃止される元文3年以前にも、往復ともに東海道を通行した例がある。元禄年間に三河岡崎宿で昼食をとった例、宝永年間に距街道を迂回し気賀関所を通過している記録などがそれである。
- 注4. 宝暦7年の際は佐屋路を通行する予定であったが、突然の出水にて通行不能となり、急拠、熱田(宮)―起―大垣―愛知川―守山―大津のコースに変更された。この年の茶壺道中は酒匂川でも川止めにあい、宇治橋も渡れず注1の迂回コースをとった。そのため往復の所要日数が予定を大きく上まわっている。
- 注5. 近世後半に最も多く利用されたのが、この美濃路コースであった。それは元文3年、谷村勝山城への茶壺格納が廃止されてのち利用されるようになったが、同年から寛延末年に至る十余年間は在来の甲州街道を経由した年もあって定まってははいない。美濃路コースが固定化するのには宝暦年間以後である。



江戸時代茶壺道中コース

子方面へ向ったのであるが、その一部は大月から南下し桂川に沿う富士道中を谷村へと向った」としている。しかし甲州文庫文書のこの史料にもとずけば、全員が谷村をおとずれ、人足の大部分はここで解雇され、あらためて、三つのお壺と乗物昇の人足合計二十人の人足が採茶使一行と共に江戸へ下ることが明白で大月から一個が分流したという説はまず否定されなければならない。

『宇治市史』は分流を言わないが、『御茶壺道中』と同じく、大月往復説の立場である。しかし、江戸へ搬送するのは一部だといえ二里半の同じ道を往復することは、労力の上からも経費の上からも相当の無駄となるので初狩より近ヶ坂経由で谷村に入り、引渡後富士道を通して大月から猿橋へと向ったと考える方が妥当と思われる。

江戸時代宝地地域の村々は黒野田、白野、阿弥陀海、中・下初狩への助郷村であり、大助の折には人馬を出したことが村明細帳で明らかである。また近ヶ坂は甲府方面への主要往還として存在していたことが、これ又村明細あるいは古絵図によって証明されるのである。大月を経由して谷村入りするよりは、はるかに近道であることもいうをまたない。

☒ 谷村茶壺蔵考

谷村への茶壺道中のはじまりも終りも不確実ながら茶壺道中が行なわれた確かな理由は前述の古文書や文献であるが、茶壺を格納する茶壺蔵が存在したという事実もまたこれを証するものである。

茶壺蔵の存在は①宇治・②愛宕山・③谷村勝山城・④江戸城富士見櫓の四ヶ所が知られている。このうち宇治は産地としての集積のための蔵であり、江戸城は輸送先で使用者の置き場所である。愛宕山と谷村勝山城は夏の間の保存施設であって、当初は愛宕山に保存されていたが、後に谷村に変えられたとされている。しかし、前述したように、愛宕山保存説は禁裏用や諸大名用のものであって將軍用の茶壺道中とは無関係であると否定されているので、谷村勝山城の茶壺蔵だけが、茶壺道中に関係する茶の越夏保存施設という特殊目的をもって設置された日本唯一の施設である。

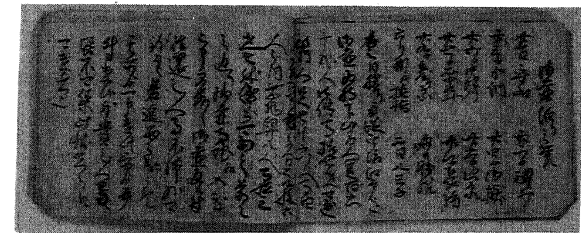
この四つの茶壺蔵のうち現存するのは江戸城富士見櫓だけで、宇治も谷村勝山城も共に茶壺蔵は失われ、その跡地さえ不明確となっているのが現状である。(尚、愛宕山の茶壺蔵も廃仏毀釈により諸坊を失い、今は愛宕神社を残すのみで蔵はない)

宇治の茶壺蔵は当初は茶師の当番家の蔵が使われ、後にきまった蔵が造られた。洪水等で失われ度々位置を変えているがいずれも現



富士見櫓

御宝蔵とよばれ、茶壺は最上階に置かれたという



「御茶壺諸事賄帳」より 日程を記した部分
(甲州文庫所蔵)

存せず、その位置を示す古絵図もなく、JR宇治駅付近と、市民会館後方の水田地の二ヶ所だけが推定されているにすぎない。

茶壺蔵がどのような形をしていたかについては、JR宇治駅付近にあったという茶壺蔵の絵が、茶壺道中図に描かれていておよその形がわかる。また里尻（宇治市民会館辺り）にあったという茶壺蔵については、古文書が残されていて、東西十五間南北二十間の敷地で、周囲に濠をめぐらし、さらに竹矢来で囲み、簀戸門の出入に二ヶ所があり、敷地内には三間四方の土蔵二棟、十間三間の番所一棟、八間三間の路次衆小屋が設けられていた（『京都御役所向大概覚書』）とあるので、茶壺道中図『宇治御茶壺之巻』に描かれているJR宇治駅付近の茶壺蔵と大差ないものであったようである。

谷村勝山城の茶壺も現存はもとより、その跡地さえ不明となっている。そのため文献的にも諸説まちまちである。

両谷村（推定 森島其進）山頂

甲斐国志（森島其進他）北ニ差シ出タル平地

御茶壺道中（村井康彦）山頂

谷村町略史（羽田富士男）煙硝蔵のとなり

谷村史話（椎橋 好）頂上に三ヶ所

宇治市史（宇治市）山頂傍らの尾根

江戸時代の交通文化（樋畑雪湖）谷村城内

都留市の歴史散歩（都留市教育委員会）大沢見張台

以上は文献によるもので、山頂説、尾根説、尾根先端の大沢見張台説の三つに区分できる。いずれも根拠あるいは出典を明らかにしていないので、この範囲では判定は無理である。

絵図面で見ると、

秋元三代時代絵図（横山脩治家蔵）には山頂から右（北方）へ三

つの郭様の平坦地（実際には尾根に相当する）

が描かれていて、そのうちの中央に「御茶蔵」、

上部に「御茶替蔵」と見える。

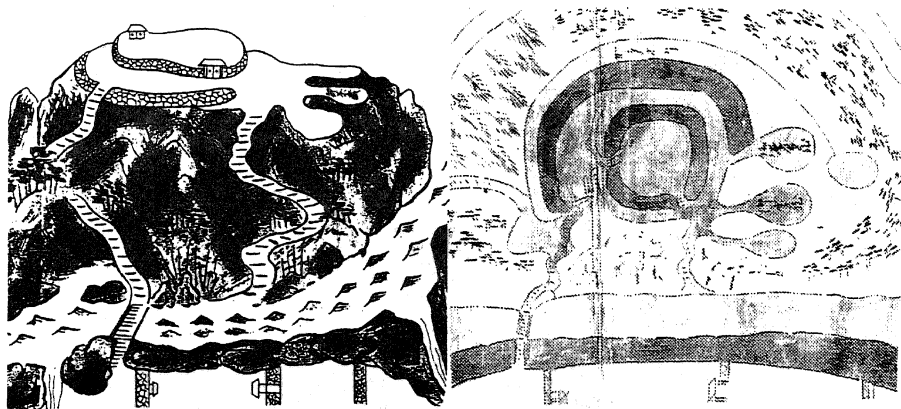
秋元三代時代絵図（都留市蔵）にも同じく郭様の平坦地が右方即

ち北東側から北側に三つの平坦地として描かれ

ていて、中央平坦部に「茶壺蔵」と見える。

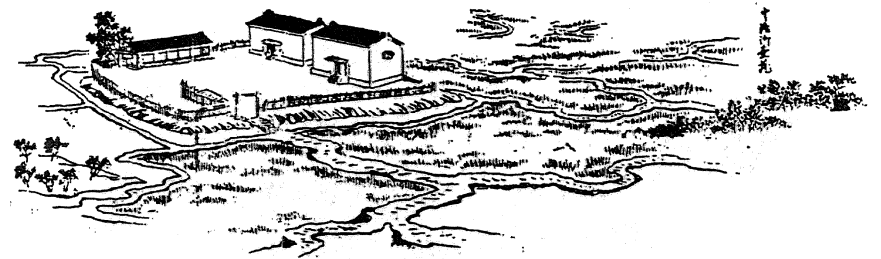
両者は同じ秋元時代の絵図であるが勝山城の部分を平面図として描いたものと鳥かん図との違いがあるだけでなく詳細にみると部分的であるが各所に違いがある。特に問題としている茶壺蔵の位置については、横山脩治家蔵は二ヶ所とし、市役所蔵は一ヶ所としている。こうなると、茶壺蔵の数が一ヶ所なのか、宇治と同様二ヶ所なのか、あるいは時代によって一ヶ所るときも二ヶ所るときもあったものとするのか判断がむずかしくなる。しかし、この絵図によって山頂説は消去できることとなる。

勝山城絵図



都留市蔵

横山脩治家蔵



『宇治御茶壺之巻』に描かれている宇治御茶蔵（写真は9頁参照）

資料として最も有力なものに絵図も含めて古文書がある。前記の絵図が秋元時代絵図といってもかなり後世になって描かれていると推定されているので、古文書の記録が期待されるところであるが、幸にして村明細帳が一点残されていて茶壺蔵を記録している。

下谷村明細帳（横山脩治家蔵「都留市史」収録）は

一、御城山 但シ橋場より御本城迄道程五丁三十間、御本城より御茶壺迄道程五十四間 合て六丁廿四間、御茶壺之明地十六間二七間、御本城御番所塩蔵之明地式拾三間二十六間

右は御料所ニ相成、下谷村・上谷村・川棚にて山守致候と記録し、御茶屋の存在したことを明確にしている。

その所在する場所を、御本城より五十四間即ち約百メートルのところと記しているので山頂説は完全な誤りとなる。また御茶屋の明地を十六間に七間の一ヶ所として記しているが、これをもって一ヶ所であると断定はできない。年不詳であるが寛政元年（一七八五）以後のものと推定されるこの明細帳の記された時点では一ヶ所が確かな記録であるが、秋元時代も一ヶ所であったことを証明できるものではないことはいままでもない。宇治の場合は同一敷地内に蔵が二つあったという事実と、多分間違いないであろうとは思いつながらも椎橋好は「谷村史話」で三ヶ所としていることを考え合せると、二ヶ所

説も否定できないのである。

さて、絵図と村明細帳とを通して、二ヶ所論はまだ検討の余地があるにしても、山頂ではないことは明らかであり、最低一ヶ所だけは確実に明らかになったわけであるが、その所在の場所は本城より五十四間とあるだけで確定的ではない。絵図では両図とも源生見張台に当る尾根には「御茶蔵」を記入していないので、まん中の尾根が大沢見張台に通じる尾根のいずれかとなる。ところで、絵図は誇張して描かれることが多く、この絵図の場合も実際の地形とはやゝ異なる。鳥かん図で描いたものも平面図で描いたものも共に山頂の右方に郭様の平地地を三つ描いているが、部分的に平地地を認めるものの中には緩傾斜をみせる尾根であって平地地ではない。絵図で右方に三つ描かれている平地地（尾根）は実際には山頂部では二つである。このうち源昌（源生とも書く）見張りの尾根が中腹から城北町方面に分れるので、これを誇張して描いたものと思われる。

この絵図に記入されている「御茶蔵」の文字にもとずいて中央尾根（中央平坦地）にこだわると、現地での認定が非常に困難となるが夏涼しい立地条件と『甲斐国志』や古くからの言い伝えにもとずいて北の尾根とすると都留市蔵の絵図は誤りとなり、横山脩治家絵図では「御茶蔵」と記されたところよりも「御茶替蔵」と記された方がむしろ該当することとなる。



最初に茶種を中国よりもたらしたといわれる栄西禅師の茶徳顕彰碑
京都建仁寺（本文と関係ありません）

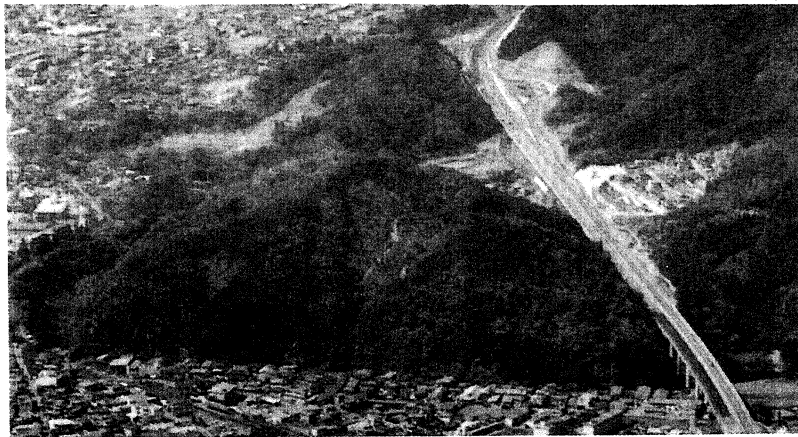
横力脩治家絵図を詳細に見ると、御茶替蔵の平坦地の先に空堀をはさんで卵型の平坦地を記しているが、これは「都留市歴史散歩」の勝山城趾全体図でみる整備の外の大沢見張台に該当する。「都留市歴史散歩」では大沢見張台を見張り台でありかつ茶壺蔵跡地としているが、横山家所蔵絵図では御茶替蔵として尾根に書き込まれ卵形に書かれた部分とは区別しているので合致しなくなる。替蔵は茶壺蔵の一種であろうが語意から考えると本蔵ではないと思われる。横山脩治家蔵の絵図では替蔵は尾根上の平坦に存在しなければならず、大沢見張台が茶壺蔵跡であるとする説にも疑問が生じる。

本城より五十四間（九七・二メートル）とする位置については、現在本丸と呼んでいる山頂の中央からの計測距離であるのか、あるいは先端から起点を明らかにしていないが、道程と記しているのは直線距離ではなく道筋に則った距離であろう。山頂中央あるいは先端のいずれにしても大きい違いはないので、その場所は限定されてくる。

茶壺蔵跡の大きさからみると「下谷村明細帳」は「御茶屋の明地十六間三七間」と記しているので、坪数一二坪と知れる。即ち、一二・六×二八・八メートル＝三七〇平方メートルを確保できる平坦地であって、約百メートルの距離に当るところに存在するはずである。

史資料からの推定は以上のようなものであるが、これをもってしても遺構は確認できないので、あとは推定地の発掘調査によるしか方法はないであろう。

なお、村明細帳には「御茶屋 明地」と記しさらに「右は御料所ニ相成下谷村、上谷村、川棚にて山守致候」と記していることからみて、公有地の扱いとされており、おそらくかなり後年まで料所として存在したものであろう。また蔵の建設は、宇治の場合幕府費用をもって建てられているので、秋元藩の時代といえども幕府費用をもって建てられたと推定され秋元氏転封後も明地御料所として存在しているように思われる。



茶壺が置かれた城山北面

勝山城趾全体図

